



異譚
綺聞 裁判夜話

裁判夜話／裁判異譚／裁判綺聞 抄（1）裁判篇

大森洪太

書肆心水

本書は、大審院判事、司法省民事局長、名古屋控訴院長、大審院部長、司法次官等を歴任した大森洪太による一連の著作『裁判夜話』（一九三〇年刊）『裁判異譚』（一九三一年刊）『裁判綺聞』（一九三三年刊）——いずれも日本評論社刊——が収めるものを選別して配列しなおしたものである。本書では概ね記述量の多いものから順に配列した。

第一の分冊『異譚綺聞 裁判夜話』には裁判に関する記述に重みがあるものを収め、第二の分冊『異譚綺聞 犯罪夜話』には裁判というよりは犯罪（事件、捜査、刑罰）に関する記述に重みがあるものを収めた。なお、右記三書に、はしがき、あとがきの類は付されていない。巻末の講演二つは、講演以外のものと重複する話題も含まれているので付録の扱いとした。

目次

七僧正の裁判	11
裁判夜話	51
ウィリヤム・ペン事件	66
被告人が判事になった話	80
陪審制度夜話	94
中古のロンドン市の首枷の刑	106
米国独立運動の原因となった裁判の話	118
政権を覆した博奕打の話	130
大思想家を渦中に捲き込んだ裁判の話	141
殺人権の裁判の話	152
無罪叢話	162
名将に絡まった珍裁判の話	172
最後の決闘裁判の話	181
死屍に鞭うった裁判の話	190
死刑になった魔法使いの話	199
親子の情誼を慮った陪審の話	206
幽霊退治の裁判の話	212

貴い職責を自覚した弁護士の話 218

命を賭けた裁判の話 224

訟廷種々相 229

母ごころ 234

被告人の母と結婚した裁判長の話 239

法廷のスポーツマンシップ 243

司訟三種 247

高山と法律 250

羊訴訟 253

マグナ・カルタ 255

付録 講演

英国法廷の感想 258

裁判より観たる英国人 284

異譚
綺聞

裁判
夜話

—— 裁判夜話／裁判異譚／裁判綺聞

抄（1）

裁判篇

本書での表記について

- 一、本書では新字体漢字（標準字体）、現代仮名遣いで表記した。「劃」「聯」「輯」「互」は旧字体ではないが、現在一般的に使われる同義の「画」「連」「集」「亘」におきかえた。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられるものは仮名表記におきかえた（例、略々↓ほぼ）。
- 一、番号付きの小見出しからは番号をはずし、番号のみの小見出しは一行空きとした（この一行空きではない一行空きはない）。
- 一、送り仮名を現代的に加減調整した語がある。読みを定め難い場合は元のままにした（例、直ただに）。
- 一、句読点、中黒点を加減調整したところがある。
- 一、読み仮名ルビを付加した。また、現在ではなくともよいと考えられる読み仮名ルビを削除したところがある。
- 一、よく知られた固有名詞の英語読みを現地読みにおきかえた場合がある。
- 一、鉤括弧の用法は現代一般の慣例によって整理した。
- 一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、そのほかのものは文字にした。
- 一、同じ語の表記を统一的に処理したものがある。
- 一、誤用と見るべき語表記を訂正した場合がある。
- 一、罫字の一字空けは省略した。
- 一、抄録としたこと、収録文章各篇の配列を変えたことによって参照指示の記述が意味をなさなくなつた場合、それを削除した。
- 一、書肆心水による注記は「」で示した。

七僧正の裁判

はしがき

七僧正の裁判、的確に云えば、一人の大僧正及び六人の僧正に対する裁判は一千六百八十八年の出来事で、一本調子な、勝気な、短気な、専横なジェームス二世の失政のほとんど最後の大団円であった。この大裁判事件はジェームス二世の退位及び亡命の直接の原因であるとも見られるし、延いて、テュウドア王朝の覆滅の端を啓いたものとも云える。この裁判は一言にしてこれを論ずれば、専制に対する自由の勝利であり、枉法を敢えてした官僚に対する司法を擁護した民衆の成功であった。さればこの事件は英国の花々しい司法の興隆史に一新時代を画した大事実であると云つて宜い。その裁判の経過は甚だしく近代的であつて、その手続等はほぼ今日のそれと何等径庭がない。私がかつて書いた蘇国（スコットランド）女王メーリーに対する審問や、ジェーン・グレイ姫に対する裁判（拙著『正義の殿堂より』参照）に比べると、さぶる科学的であり、法律的であつたが、同時に甚だ技巧的であり、形式的であつて、原被両造の作戦はことごとく法律技術過重の弊に墮している。今日最もその災害が少ないと云われている英国の法廷においても、二百三十余年前のこの大事件においては、我等のひたすら眉を顰める末節拘泥論が盛んに上下せら

れた。(敢えて二百三十余年の昔に遡るまでもなく、今から百年程前には、英国の法廷は形式に偏して、不都合な裁判をした事が尠すくなくなかつた。)(第一七八頁参照)

要するに、この裁判事件は政治上、宗教上の問題として、上下二千載の英国史を通じての大事実であるのみならず、司法の方面から見ても、我等に多大の興味を覚えしむるものであつて、我等を激励し、我等を戒慎せしめる幾多の材料を包蔵しているのである。換言すれば、我等法曹が積極的にもまた消極的にも学ぶべきところ多き事件である。

ジェームス二世

エリザベス女王がその崩ずる際に、蘇国のジェームス六世を継嗣とせよと云うが如き手振りをして、廷臣に命令した。蘇国のジェームス六世の母はエリザベスに殺されたマーリー女王、父はマーリー女王の第二番目の夫の「青年王」ダーンレイ卿で、二人共エリザベス女王の祖父ヘンリー七世の裔である。かくて蘇国のジェームス六世は英蘇両国に君臨して、ジェームス一世となつた。

ジェームス一世の英蘇君臨は一千六百三年で、これからステュアルト王朝が始まるのである。

第二代はジェームス一世の子のチャールス一世で、一千六百四十九年にクロムウェル等に捕われて、刑死した。

その後十余年間はクロムウェルの実権の下に、コムモンウェルス及び執政府の世となつて、王位は欠けていた。

第三代はチャールス一世の子のチャールス二世で、一千六百六十年に王位を回復し、一千六百八十五年に崩じた。チャールス二世には寵姫すくなくが尠からずあつて、子もあつたが、それはことごとく庶出であつた。

そこで弟のジェームス二世が即位した。

ジェームス二世は一千六百八十五年に満五十二歳で即位した。国民は王朝に忠順であつた。(一、二の例外はあるけれども、英国史の特色は国民の王朝に対する忠順である。勿論我国とは比べものにならないが、歐洲においては、たしかに群國の上に冠絶している。英国の国民は自己の権利の維持には努めたけれども、王朝に対しては、決して害意を持たなかつた。例をロンドン市に採ると明瞭である。ロンドン市は一千年来自己の自治のために悪闘したけれども、歴代の国王には常に忠誠を捧げていた。)しかし、国民にとって只々一つ懸念な事は、国王が旧教信者である事であつた。英国においては既に当時から約二世紀も前に、新教興隆の気配が漲り初めて、一世紀半前にヘンリー八世が第一番目の王妃アラゴンのカサリンを斥けて、第二番目の王妃アン・ボレインを迎えると云う不純な動機からではあるけれども(ローマ法王はそれを許可しなかつたのである)とにかく旧教の権威を無視してから、新教の意気頓に昂つて、次の幼王エドワード六世も、廃女王ジェーン姫も、熱心な新教徒擁護者であり、その次のメアリー一世の時に旧教に逆戻りはしたが、その又次のエリザベス女王の世には、新教を国教とする事が固く、根強く、樹立せられた。爾来百三十余年、新教と英国とは既に離れ難きものになつてゐる。そこへ旧教信者の国王が君臨する事になると、国教の権威は傷つけられるのみならず、ローマ法王庁は勿論、旧教の大王国フランスや、ようやく衰運に傾いてはゐるけれども、なお全く油断の出来ない同じ旧教國のスペインに、勝手にせられる危惧がある。エリザベス女王がその基を固め、クロムウェルがそれを事実に顕した世界第一國の勢望は、遂に地に墮ちんとする懸念がある。しかしながらジェームス二世は「祭政共に法律既定の事項を固守」する事を宣言したために、国民は安堵した。前国王は快活な、元氣な、頓智のある君主ではあつたが、その云うところに信用が掛けなかつた。朝令暮改はその常套手段であつた、前国王の不信義には国民はしばしば閉口

させられた。然るにジェームス二世はなるほど厳格な、苛酷な資質ではあるけれども、その言は確實である。一度も前言をまげた事はない。されば畏るべき君主ではあるが、その宣言は信頼すべきものだろうと、国民は先ず以て愁眉を展いた。

ジェームス二世の即位後間もなく、蘇国でアルジル侯、英国西南部でモンマウス公の叛乱が起つたが、国民の篤い忠誠に依つて、直にそれ等は平定せられた。モンマウス公の敗れたセジモア（ソマセット州）の戦は英国（蘇国を除く）における戦争らしい戦争の最後である。英国史はほとんど戦争史であるが、それでもこの百六十年間イングランドの土地では甚だしい流血を見ないのである。（蘇国にはその後も老僭王及び小僭王の乱等で惨憺たる激戦があつたけれども。）そこで、ジェームス二世はようやくしてその本来の惨忍な個性を顕わして来た。

ジェームス二世は短気な、苛酷な、厳格な、専制趣味の国王であつた。他人の云う事はよく聴かないであつた。同時にジェームス二世は勇猛な性向を帯びて、自己の信ずるところを繰り返し繰り返し云う癖があつた。この気性は後年孫のプリンス・チャールズ（小僭王、拙著『正義の殿堂より』の中「監獄見学の旅」参照）に依つて最も確に遺傳せられた。要するに、ジェームス二世は頑固な専制君主であつた。そしてそれを補佐したのは精力絶倫な、傲岸暴戻な大法官ジェツフレイスであつた。（この人の事は後に書く。）ジェツフレイスがモンマウス公の叛乱の後間もなく巡回裁判のために、その地方即ちドーセット及びソマセット二州（ロンドンの西八十マイルから百五十マイル位）の所へ出張した時、三百五十人を絞刑に処し、八百人を奴隸として追放し、管刑苦役刑を課した数に至つては、更にそれよりも多数であつた。この巡回裁判は則ちいわゆる『惨虐巡回』（“Bloody Circuit”）であつて、ジェツフレイスの名は今も残酷の異名とな

っている。

かく桀紂趣味のジェームス二世とジェッフレイス判事（高等法院長を経て大法官となった）とが相呼応して、苛酷な行政と司法とで、国民を高圧していたのであったが、この間の消息を如実に伝える一つの逸話がある、当時の功臣チャーチル將軍はむしろ冷酷な人だったが、それでも或る日大理石の炉側を叩いて絶叫した。「この大理石でも、陛下の御気性ほどには固くないのだ。」

国民が最も怖れていたジェームス二世の旧教熱は、漸次力強く擡頭して来た。即位の際の誓約も実は一時の口実に過ぎなかつたのである。前国王の不信義は軽卒な、暢気なその氣質から来たものであったが、ジェームス二世はやがて反古にする事を自覚しつつ、大きな証文を書いたのであった。丁度この時フランスでは国王ルイ〔十四世〕が徹底的に新教の撲滅を図っていたが、ジェームス二世は仏国国王と細緻な脈絡を保ちつつ、いよいよ英国における旧教回復の策を立てるに至つた。

ジェームス二世は先ず新教徒の大官廷臣を免黜めんてつして、旧教徒を以てこれに代えた。即位の翌年即ち一千六百八十六年に高圧的の態度を以て議會に臨んだ。議會に対して、第一、旧教の公認は法律に反するか否やは別問題として、それは国王の意志である。議會においてこれを云為すべきものではない事。第二、新たな常備軍の編制を承認すべき事を声明し、要求した。父王チャールス一世は議會と戦つて、遂にホワイトホールで刑場の露と消えたのである。なるほどクロムウエルのような強敵は今はいないけれども、殷鑑わずかに三十七年の遠からぬ過去に存した事を、ジェームス二世は忘れたのである。否、忘れたのではない、父王は余りに手ぬるかした、犬のような国民共を人間並に取扱つたから、あの最後を招いたので、自分はどこまでも、こわおもてで終始しなければならぬと考えたのであった。この時の議會は国王に忠順であつた。国王に楯をつく意嚮は少しもなかつたけれども、この国王の要求は英国の議會に対するものと

裁判夜話

ベケット尊者の遺徳

どこまで本当のことであるか、それは別問題であるが、どこまでも本当のこととして、英国において言
い伝えられ、書き伝えられるベケット尊者の伝説は、事象の有無を逸脱し、史実の詮索を超越して、英国
人の理想を直截端的に物語るものである。

伝説に従えば、ベケット尊者即ちトーマス・ベケットの一生（一一一八年—一一七〇年）は奇蹟に依っ
て終始している。事実上彼は真に卓越した偉人であった。岩間の真清水のように透徹した頭脳と紅炎閃裂
する熱情とを持っていた、宝玉の如き外観に羅刹の如き膂力りょりきよを蔵していた、宮廷においては豪華の寵臣で
あり、戦場にあつては驍勇の将帥であり、しかもひと度僧房に入るに及んでは、一切の物欲を棄てて、素
淡枯折の日常を繰返していた。かくの如く、あらゆる場所において、あらゆる周囲の裡において、常に第
一人者であつたのみならず、その死後においては、彼に対する上下老若の礼讃景慕の熱情は、彼の伝記を
駆つて、ことごとく靈怪奇巧を極むるものにしてしまつたのである。

彼の父ギルバートは仏国系のロンドンの紳商だが、母は伝説上サラセンの王女だと云うことになっている。ギルバートが従者を連れて、聖地巡礼に出かけた途中で、主従共にサラセン人に捕えられて、王城の獄舎に投ぜられた。然るに、この王城に花の如き王女がいた。王女は私ひそかにギルバートに憐憫の情を寄せ、暮夜牢獄の門を開いて、ギルバート主従を釈放した。主従はかくしてロンドンに帰ることが出来たが、王女は爾来悲恋の思いに耐えず、遂に心を決して意中の人の後を逐った。しかし、王女の知る英語はたった二つだった、即ち「ロンドン」と「ベケット」との二語の外は知らなかった。恋に狂う東邦の王女は頻りにこの二語を繰返しつつ、万里の波濤を越えて、遂にロンドンにベケットを訪ね当てた。かくして二人は夫婦となったが、その間に生れたのが、即ちベケット尊者である。ベケット尊者の生れんとするや、師走のロンドンの薄暗い空に、極光遽に五彩の色を映じ、十二の星座が燦然たる光を放った。嬰兒は力強い声を挙げた。それを取上げた婦人は夢うつつのようになって、「まあ勿体ない、私は大僧正様を抱えているのですよ」と叫んだと云う。

サラセン王女説は事実ではないが、尊者の母マティルダは篤信敬虔の賢婦人で、尊者の誕生日毎に、尊者と黄金とを衡はかりの左右に懸けて、同量の財貨を窮民に施すことを常としたと云うことは、信ずるに足る事実らしい。

尊者はヘンリー二世の大法官となった。勢威隆々、ベケットの献策はことごとくヘンリー二世の採納するところとなつて、君臣水魚の交わりは日毎に深くなった。この頃のベケットの栄華はいわゆる望月の欠ることなきものであつて、その衣食の如きも、むしろ王者を凌ぐの概があつた。これに就いて面白い逸

話が残っている。厳寒の一日、管鮑の如く相許したこの君臣は、轡を並べて、王宮の附近を乗り廻していたが、王は寒さに慄えている一人の乞食を見て、ベケットに云った。「彼奴は温かい外套が欲しそうだね。」ベケットは答えた。「陛下の御仁慈は神様も御照覧遊ばされましよう。あの乞食には温かい外套が何物にも替え難い恩恵でございます。」王は即座に云った。「なるほどね、それじゃお前の外套をくれて遣るがいい。お前の外套は俺のよりは余っ程温かそうだ。」

その後、王権と寺院の権限とに扞格を生ずるに及んで、王はベケットを抜擢して、カンタベリーの大僧正に任命した。大僧正となるや、ベケットは翻躍一転、草葉を衣とし、木皮を食とし、棄欲捨身、一に寺院の裁判権の独立のために、ヘンリー二世に抗争し、枯骨湯血の身を以て、毒鼓どくちゆう撃々、雲霓の気を吐いた。云うまでもなく、中世の寺院には寺院特別の法廷があつて、特別の裁判権限があつた。この法権の伸張のために、ベケットは健闘したのである。

悪戦九年の後、国王は遂に四人の刺客をカンタベリーに送つた。刺客は「謀叛人のトーマス・ベケットは何処にいる」と怒鳴つて、肉薄した。尊者は決して逃げなかつた。敢然として云つた。「私はここにいる。謀叛人じゃない。神に仕える僧侶だ。」かく叫んだ尊者の清瘦鶴の如き軀幹に、往日の勇氣が湧き返つて、たちまちにして、先頭の刺客を投飛ばしたが、次の瞬間に、壮士の白刃は尊者の頭顱を粉砕した。尊者の血の流れた箇処は、今も尚聖痕の場として、賽者の拝跪するところとなつている。私も数年前の秋晴れの一日、わざわざそこを訪ねたのであつた。

尊者殉難の後、貴賤は拳こぶせつて、遺跡の参拝に出かけ、その風習は永く数百年に亘つた。いわゆる「カン

ウイリヤム・ペン事件

ロンドンの中央刑事裁判所へ、正面の入口から入ると、すぐに重々しい、しやうれい適麗なホールがある。それを左に折れて、右側の壁に掲げられた記念の銅標は、凡そそこに出入する者には、看過し難いものであつて、又必ず誰にでも気の附くような恰好の位置に貼り附けてある。簡潔な文字で、一六七〇年の九月ウイリヤム・ペンとウイリヤム・ミードとに対する煽動罪の被告事件に付いて、十二人の陪審員が二昼夜に亘る監禁と苛酷な刑罰とを以て、激しい威赫を受けたけれども、敢えてその所信を貫いて、断乎として無罪と答へた遺蹟はここだと、書いてある。この裁判所の建物こそは新しいが、場所はロンドンにおける断罪の壇場せんじやうとして、幾多の世紀を閲し来たつたオールド・ベリーオールド・ベリーの故地である。二百六十年の昔、いわゆるウイリヤム・ペン事件の陪審員が正しきに処して、懼るるところなく、司法のために燦然たる光彩を添えたのも、この地点である。壮烈なる史実を伝えて、永くこの同じ場所において、同じ職責に就かんとする陪審員に、同じく朗々乎たる心事を持たしめんとするこの銅標には、千万の説示訓示に勝る強味がある。

カロリング王朝の世は知らず、ノルマンにおける旧慣もここには述べないが、陪審制度の種子が図らずも英国に蒔かれてから、既に九百余年、それが英国の誇りともなり、誉れともなるまでには、幾多の曲折

があり、波瀾があつた。或る時代には、陪審員は証人と同視せられ、偽証類似の刑罰が認められた。又或る時代には、当局が自己の欲する答申を得んがために、刑罰を以て陪審員を威赫した。即ち、流石に偽証の觀念は棄てたけれども（陪審員は勿論証人ではない、陪審の答申が当然裁判所を拘束するか否やは、別の法制上の問題としても、陪審員は判断をする者である、証拠の提供者ではない）陪審員を単に誅求のための一爪牙と心得て、頗使に副わざる場合に、それを処罰した時代もあつたのである。

陪審員を糺弾の器具に使つて、刑罰を以て、その答申を左右せしめんとした蛮風は、この一六七〇年のウイリヤム・ペン事件に依つて、一掃せられたのである。かくして、陪審の答申は事実の判断であつて、独立不羈、何人の侵犯をも許さないと云うことが、名実共に確立するに至つたのである。されば、この事件は、英国の司法権興隆の史乘に、光輝を放つ史実であると共に、陪審制度に一新時期を画した事案であつて、しかも、その主犯と目せられた者がウイリヤム・ペンたるが故に、更にひとしお興趣を深くするのである。

この事件を叙するに當つて、少しくウイリヤム・ペンに付いて書く必要がある。

ペンは熱烈なクエーカー宗徒である。舌端炎の如く、行止刃の如く、叱咤健号、劫火寒林を燬く趣があつて、奔騰馳騁、利劍榛莽を夷たいらにする概があつた。されば、この清嚴峻切なクエーカー宗は、その創建の功をジョージ・フォックスに帰すべく、その振興の榮をペンに負うべきものであつて、ペンは真に教界の俊傑である、奇傑である、怪傑である。尤も、その後半生において、ジェームス二世と結託した事実を捉えて、彼の不徹底を攻撃する者もある。後世の史家マコーレイの如きはその一人である。ジェームス二世とペンとの交情に付いて、ペンの誠意を疑う者は、既にその当時同門の間にすら、慙うらやまくはなかつた。英国

被告人が判事になった話

真つ青になつて、被告人席に顛かぶえているのは、今年十九になる百姓の倅である。人殺しの嫌疑の下に、法廷に引き出されたのであるが、証拠調べの結果は自分に不利益だった。親が貧乏だから、近所の人達にも疎まれて、自分の素性に付いても、強情だとか、なまけ者だとか、憎まれ口をきく証人はあつたけれども、誰一人同情のある供述をしてくれる者はなかつた。云いたいことは多いけれども、咽喉が硬ばつて、言葉が出ない。重苦しい法廷の小さい窓の外には、初夏の鮮やかな彩りが微かに見えるが、故郷の牧場で、朝から晩まで、身体いっぱい浴びていたあの日の光も、自分のためには最早輝いてはくれないのである。所詮死刑は免れないのだ——被告人席にしょんぼりと腰を下ろした少年のやつれた見すばらしい姿は、死の影のようだった。死の影から幽かな嗚咽の音が絶え絶えに聞こえる。

少年は情婦殺しの嫌疑の下に、法廷に立つたのである。第十八世紀の前半期の田舎の若者は、現代の青年に比べて、情事には早熟だった。しかし、いくら早熟の時代でも、十九になるかならないうちに、若い娘と親に言えない間柄になつていたのだから、これだけでも既に好ましからざる印象を人に与えるのだが、その娘は少年の胤を宿していた。若い恋人同士の優しい恋の戯れか、遣る瀬ない心の縛れか、但しは又腹の中の子の始末に付いての紛紜か、二人はよく喧嘩をした。或る晩、二人は大きな声で言い争いながら、

田圃道を歩いていて、それを実見した人は数名に上る。その翌朝、娘は附近の小川から、溺死体となって、浮んで出た。ここにおいてか、村の人々は勿論、警察当局は少年が娘を川に投げ込んだ、即ち殺害の目的を以て、溺死せしめたものと、確信したのであった。

法廷では証拠調べが済んで、検察法曹が論告を試みた。英国——この物語は今から二百年程前に、英国の或る巡回法廷で起った事実譚である——には検事と云うものがない。法廷で検事の役目を勤めるのは弁護士である。弁護士が国家の委託を受けて、一事件毎に検事の役目を勤めるのである。従って、検事側も弁護士、弁護人は勿論弁護士、法廷の論戦は弁護士と弁護士との太刀打である。検事側の弁護士を王冠法曹 (Counsel for the Crown) と云う。つまり政府の依頼を受けた弁護士と云う意味である。ここには仮に検察法曹と書いて置く。

この検察法曹は驅幹傲岸、駱駝の骨に猪の肉を附けたような恰好だったが、その声は獅子のように慄悍で、豚のように煩擾だった。しかも彼は精力絶倫、数千万言を費やして、絶叫し、怒号し、咆哮して、完膚なく被告人をやっつけてしまった。元来上品な弁論は英国法廷の特徴である。アメリカ式の激越な調子は英国法曹の採らないところだが、この先生だけは例外だったと見える。ともかくにも、この検察法曹の弁論には熱があった。しかも、空疎放漫なでたらめでもなかった。百畜を威圧する獸王のように、この検察法曹の一言一句は陪審員を始めとして、満廷の人々を首肯せしめたのであった。

検察法曹の有力な論告に比べると、その次に立った弁護人の弁論は、余りに貧弱で、余りに粗笨で、いかにも極端な対照だった。貧乏だから、良い弁護士は頼めなかつた。辛うじて頼んだ弁護士は、細い声ではっきりしないことを、少しばかり述べただけであった。

陪審制度夜話

昭和三年〔1928〕十月一日陪審法実施の日の前数日、東京日日新聞の請に因りて同紙に掲げたるもの

陪審法の実施に直面して

陪審法の実施は真に目睫の間に迫つて来た。我国にも陪審制度を迎うるの秋は遂に来たのである。陪審制度を採用すべしとの論議は既に明治初年の頃において、或る一角に起つたそうであるが、公式に問題となつたのは、大正八年〔1919〕の七月である。即ち原首相が臨時法制審議会に対して、陪審法制定の可否を諮問したのに始まる。その時には、正に空谷に跽音を聴くの觀があつたのである。なるほど陪審制度採用の可否に付いては、論陣に、講筵に、しばしば議論は上下せられたけれども、波に漂う根もない小草のよう、寄る辺定めぬものであつたが、突如として、台閣の高処にその声が挙げたのである。然るに、この声には反響があつた。陪審法を制定すべしとの議が、すらすらとまとまって、大正九年〔1920〕の十二月には成案を得るに至つたのである。かくて一議会で流産の憂目は見たが、大正十二年〔1923〕の四月には、立派に法律として公布せらるるに至つた。

陪審法は僅々百余箇条から成る渺乎たる一小法典である。しかし、この一小法典こそ我国を陪審制度の国とするものである。我国の裁判制度に曠古未曾有の大変革をもたらすものである。その意義において甚だ深刻であり、その価値においてすこぶる重大なものである。由來法律の改廃には相当長い歳月を必要とする。現に陪審法と相前後して公布せられた新民訴訟法は、改正準備に着手して以來、三十余年の星霜を閲している。然るに、しかく深刻な意義を有し、重大な価値を持つこの陪審法は、四年たたぬ内に法律になつてしまつたのである。全く以て一箇の奇蹟である。陪審制度は結構なものだからと云えば、それで済むが、要するに時代の反映である、時勢の賜物である。

陪審法には五箇年の実施準備期間が附せられていた。公布当時私は或る法律上の用務を帯びて、ロンドンにいたが、一瀉千里式の陪審法の成形に驚いた。尤も実施準備期間が五年もあるから、その間には何とかなるだろう、又何とかしなくてはなるまいと考へた。勿論朝野の間において、準備期間は空費せられたいはない。私も大正十五年〔1926〕に帰朝して以來、上司の命を受けて、諸所を講演して廻つた。しかし、過ぎてしまえば、五年もむしろ一瞬刻である。今その実施に直面して、足元から鳥が飛び立つ思ひはする。大正十四年〔1925〕の秋、私は秩父宮殿下の御件をして、ロンドン中央刑事裁判所を訪ねたが、その時、サー・アーネスト・ワイルド氏（ロンドン市のレコーダーで同裁判所の判事の職に就く）が法廷において宮殿下に対し奉り、莊重雄麗を極めた御歓迎の辞を申し上げた。その内に次の一節があつた。

「当法廷は英國隨一の巡回裁判所である。従つて、ここに外國の貴頭をお迎え申すのは、敢えて珍しい事ではないが、我等の齊しく畏敬する大日本帝國の天皇陛下の第二皇子にておわします秩父宮殿下が親しく駕を枉げさせ給うと云うが如き大なる光榮は、我等といえども未だかつて荷い得ざりしところである。この大なる光榮は滿廷の諸君と共に永く肝に銘じて忘れざらんことを、私はここに誓いたい。殿下の我等

中古のロンドン市の首枷の刑

刑罰の種類や方法は時代に依り、場所に従って異なっていた事は云うまでもなく、桀紂の遠い昔は知らず、ノルマン諸王の酷刑は問題外としても、頸を締め、四肢を断ち、臓腑を出し、首を橋の上に曝すと云う複雑で惨虐を極めた死刑の方法が、中世末期の英国に行われていた。悪魔に魅せられた婦人の身体にはどこかに痛みを感じない箇所があると云うので、身体の全面を錐で突くプリッカーの刑（刑と云うよりもむしろ拷問の方法だが、これで死んだ者が^{すくなく}少くないらしい）と云うのが、中古の蘇国（スコットランド）にあった事は、立派に記録に残っている。要するに、東西古今を通じて、刑罰の種類方法は恐らくは千差万別であつた事と考えられる。

東西古今を通じて、刑罰の種類方法は千差万別であつただらうが、その千差万別の刑罰の中でも、首枷の刑は恐らくは過去において、各国共通の事例であつたと想像せられる。けだし首枷の刑は手枷足枷の刑と同様に、人の自由を拘束する最も簡単なしかも有力な方法であるからである。従つて別に事珍しく首枷の刑に就いて云ふする必要はないのであるが、ここに私は中古におけるロンドン市の首枷の刑に就いて、少しく記述してみたいと思う。それは刑罰としての首枷を論議するのではなくして、当時のロンドン市において、首枷の刑を扱ふ事になつた経過を考えてみたいからであつて、その経過を知る事は、敢えて一片

好事の問題ではなく刑政の上において、閑却し去るべきものではないと信ずるからである。

ロンドン市に付いての事であるが、第十四世紀の中頃から第十五世紀の最初の二十年間位、大略七、八十年間の事を中心として書く。ロンドン市は今も現存するCity of Londonで、今のいわゆる大ロンドンの東部に、方一マイルの地域を占めている固有の伝統的のロンドン市を指すのであって、今でも勿論取引の中心ではあるが、銀行会社が多くなつて、定住者は一万二、三千に過ぎないようであるが、ここに問題とする時期においては、まず二十万位の人口を持っていたらしい。

ロンドン市及びロンドン市民がその信条として厳守し、その特色として誇号するところは、「法と秩序と自由とに対する愛」"the Love for Law, Order and Liberty"である。法を尚び、秩序を重んじ、しかもそれと同時に、自由を愛するがために、当然自治と云う事が生じて来る。自治と云つたところで、只々絶対に他力の干渉を排斥すると云うのではない。法と秩序とを愛する念慮から迸り出たものであるが故に、根底の有る自治である。締め括りのある自治である。放縦を抑制し孟浪を禁圧する堅固な自治である。この自治は幾度かの国王の特許 Charters に依つて漸次に賦与せられ、市民の信念に依つて力強く維持せられた。特許の経過を一瞥する。

ロンドン市に対する国王の特許のまず最初とも云うべきものは、ウィリヤム・コンクェラーの特許である。ウィリヤムがノルマンから侵入してイングランドに君臨する事の出来たのは、センラックにおける捷利シムリ〔勝利〕とロンドン市の臣従の誓いとのお蔭である。そこでウィリヤムはロンドン市民は法に依つて保護せらるべき事及びロンドン市においては子供は親の相続人たり得べき事を宣言した。極めて簡単な特許

米国立運動の原因となつた裁判の話

米國も一日で出来たのではない。英國の羈絆から脱して、暁の明星の國となるまでには、幾多の曲折もあった、悲劇もあれば、喜劇もあった。独立運動の動機や経過は随分錯綜を極めているのである。

米國の獨立は、云うまでもなく、米國の成功、即ち英國の失敗であるが、この英國の失敗には、種々の原因はあるけれども、統治の實際の悪かつたことが、その主要なものであつて、もし春秋の筆法を借りるならば、米國を獨立に導いたものは、ワシントンに非ず、フランクリンに非ず、ジェファァーソンやパトリック・ヘンリーでなく、当時米國に駐在していた英國の官憲である。

その頃、米國統治の中心になつていた各洲駐在の總督の連中は、多くは貴族の出身で、本國では家格に相当した榮職にあり附けない、そこで植民地へ行く、ロンドンを離れるのは、つらいけれども、米國では勝手気ままなことが出来る、威張つて暮らされるだけが取柄だと心得ているような手合だつた。勿論例外はあつたけれども、大抵は植民地の事情に理解もなければ、熱心もない、まして、同情どころか、当初から輕蔑してかかつていたのであつた。甚だしいのになると、本國で借金が嵩んで、首が廻らなくなつて、負債償却の資金を得るために、總督を拜命すると云つたような者も、すくな少くはなかつた。總督既に然りだから、その配下の属僚に至つては、番場の忠太、鷺坂伴内、全く以て鼻持ちのならない先生方も多かつたの

である。

しかも、彼等は同じく威張るにしても、その相手を誤った。米国は諸国の移住民を包擁しているから、その原籍は多様であつたが、その大部分は英国人とオランダ人であった。そこで、英本国の対米策としては、英国人を擁護してオランダ人から誅求する、即ち、英国人を懐柔して、オランダ人を高圧することにすれば、よかつたのである。オランダ人には気の毒な次第だが、国策としては、その方がよかつた——米国を英本国の財源とする方法としては——と史家は説いている。然るに、英本国は米国にいる一切の人間を税金の泉だと考えていた。オランダ人と同様に英国人からも搾取し得るだけの黄金は、搾取しようとした。ここにおいてか、米国在住の英国人の間に、本国頼むべからず、同胞信ぜべからずとの嘆声が起るに至つた。しかも、彼等が代表する第一流の人士は、多くは、自由を熱愛して、新天地に安住を求め来たつた清教徒の末裔である。父祖の自由の血は彼等の傲岸な軀に漲つていた。しかも、第十八世紀は人道主義自由主義の最高調せられた時代である。米人に加えた英本国の圧力が、これに追加倍徒ばいしする反撥の氣勢を帯びて、米人の英本国に対する憎悪の感情を醸成したのであつた。

更に又、この当時における英本国の対米策——と云ふよりもむしろ米国駐在の英国官憲の政策の中で、最も愚劣であり、最も兇暴であり、しかも最も不手際だつたのは、裁判を高圧政策の具に供した一事である。清教徒の子孫は勿論アングロサクソンの血を承けている。アングロサクソンは正義を重んずる種族である、正義を誇りとする民衆である、かつて詩人ハイネは仏人は恋人の如く、英人は女房の如く、独人は祖母の如く、自由を愛すると云つた。各国人の自由に対する愛着の程度を、面白い比喻で道破したのであるが、自由の点はとにかく、正義に対しては、アングロサクソンはこれを恋人の如く、女房の如く、祖母の如くに愛するものである。その正義を維持し保障する裁判を、政策のために悪用しようとしたのだから、